

令和4年度決算に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見書

和歌山市監査委員



和監査第72号  
令和5年8月31日  
(2023年)

和歌山市長 尾花正啓様

和歌山市監査委員	森田昌伸
同 上	柳野純夫
同 上	古川祐典
同 上	園内浩樹

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その意見を次のとおり提出する。



## 目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の着眼点及び実施内容	2
第5	審査の結果	2
— 参 考 —		
1	健全化判断比率について	4
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	10
2	資金不足比率について	12
(1)	卸売市場事業特別会計	12
(2)	土地造成事業特別会計	13
(3)	下水道事業会計	14

## 凡 例

- 1 金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。
- 2 文中及び表中並びに図中の比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」で規定される算定基準に基づき小数点以下を表示している。
- 3 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引値である。
- 4 文中及び表中の「公営企業会計」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1号イ及びロに規定する法適用企業及び法非適用企業に係る特別会計の総称である。
- 5 各表中の符号の用法は、特別に表示のあるものを除き、原則として次のとおりである。
  - 「－」…該当数値がないもの
  - 「△」…負数を示し、増減を示すときは減を表す。

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に規定された健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

### 第2 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等の区分

区 分		会 計 名 等		比 率			
一 般 会 計 等	一般会計等に属する特別会計	一 般 会 計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
		土地区画整理事業特別会計 住宅改修資金貸付事業特別会計 住宅新築資金貸付事業特別会計 宅地取得資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 直轄事業用地先行取得事業特別会計					
公 営 事 業 会 計	公 営 企 業 会 計	法適用		連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率
		国民健康保険事業特別会計 駐車場管理事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計					
		水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計					
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	法非適用	卸売市場事業特別会計 土地造成事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業特別会計		連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	資 金 不 足 比 率
		和歌山地方税回収機構 和歌山県後期高齢者医療広域連合 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合					
第三セクター等							

### 第3 審査の期間

令和5年7月18日から同年8月3日まで

#### 第4 審査の着眼点及び実施内容

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ計数が正確であることを主たる着眼点として審査を行った。

また、審査については、関係課が所管する諸帳簿との照合及び関係職員から説明を聴取し和歌山市監査基準に準拠して実施した。

#### 第5 審査の結果

##### 1 総合意見

審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ計数は正確であることを認めた。

##### 2 個別意見

##### (1) 健全化判断比率

(単位：%)

	令和4年度決算 に基づく比率	令和3年度決算 に基づく比率	対前年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	— (△1.87)	— (△2.86)	 0.99ポイント	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△12.65)	— (△14.36)	 1.71ポイント	16.25	30.00
実質公債費比率	9.4	9.6	 0.2ポイント	25.0	35.0
将来負担比率	95.0	107.7	 12.7ポイント	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、算定されていない。( )内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。  
 は改善を示す。  は悪化を示す。

##### ア 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は、前年度と同様、実質収支額が黒字であるため算定されておらず、早期健全化基準の11.25%を下回っている。なお、黒字を負数で表示した場合の比率はマイナス1.87%で、前年度と比較して0.99ポイント悪化している。

##### イ 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字比率は、前年度と同様、連結実質収支額が黒字であるため算定されておらず、早期健全化基準の16.25%を下回っている。なお、黒字を負数で表示した場合の比率はマイナス12.65%で、前年度と比較して1.71ポイント悪化している。

### ウ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率（3か年平均）は9.4%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。なお、比率は前年度と比較して0.2ポイント改善している。

### エ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は95.0%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。なお、比率は前年度と比較して12.7ポイント改善している。

## (2) 資金不足比率

(単位：%)

公 営 企 業 会 計		令和4年度決算 に基づく比率	令和3年度決算 に基づく比率	対前年度	経営健全化 基 準
法 適 用	水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
	下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
法 非 適 用	卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	10.0	—	10.0	
	土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	95.1	—	95.1	
	漁 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	—	—	
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	—	—	

(注) 資金不足額が生じていない会計の比率は、算定されていない。

卸売市場事業特別会計において資金不足額が生じているが、資金不足比率は10.0%であり、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

土地造成事業特別会計において資金不足額が生じており、資金不足比率は95.1%であり、経営健全化基準の20.0%を上回っている。

下水道事業会計については、資金不足が生じているものの解消可能資金不足額が当該不足額を上回るため、資金不足比率は算定されていない。

また、その他の公営企業会計については、資金不足額が生じていないため資金不足比率は算定されていない。

— 参 考 —

1 健全化判断比率について

令和4年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

ア 実質赤字比率の状況

実質赤字比率は、一般会計等に区分される会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すものである。実質赤字比率及び各会計の実質収支額の状況は、次式及び次表のとおりである。

(△ 1.87%)	(△ 1,556,419千円)
<b>実質赤字比率</b>	①一般会計等の実質赤字額
<b>—%</b>	<b>0千円</b>
=	<b>82,880,989千円</b>
	②標準財政規模

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額		増 減
		令和4年度	令和3年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	2,332,404	3,240,709	△ 908,305
	土地区画整理事業特別会計	6,147	9,823	△ 3,676
	住宅改修資金貸付事業特別会計	△ 29,129	△ 35,935	6,806
	住宅新築資金貸付事業特別会計	△ 581,896	△ 598,197	16,301
	宅地取得資金貸付事業特別会計	△ 235,617	△ 246,169	10,552
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	64,510	48,615	15,895
	直轄事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
合 計		1,556,419	2,418,846	△ 862,427
実 質 赤 字 額 ①		—	—	—
標 準 財 政 規 模 ②		82,880,989	84,531,825	△ 1,650,836
<b>実質赤字比率 ①/②</b>		— (△ 1.87)	— (△ 2.86)	0.99

(注) ( ) 内の数値は、各会計の実質収支額の合計の黒字を負数で表示した場合の比率である。

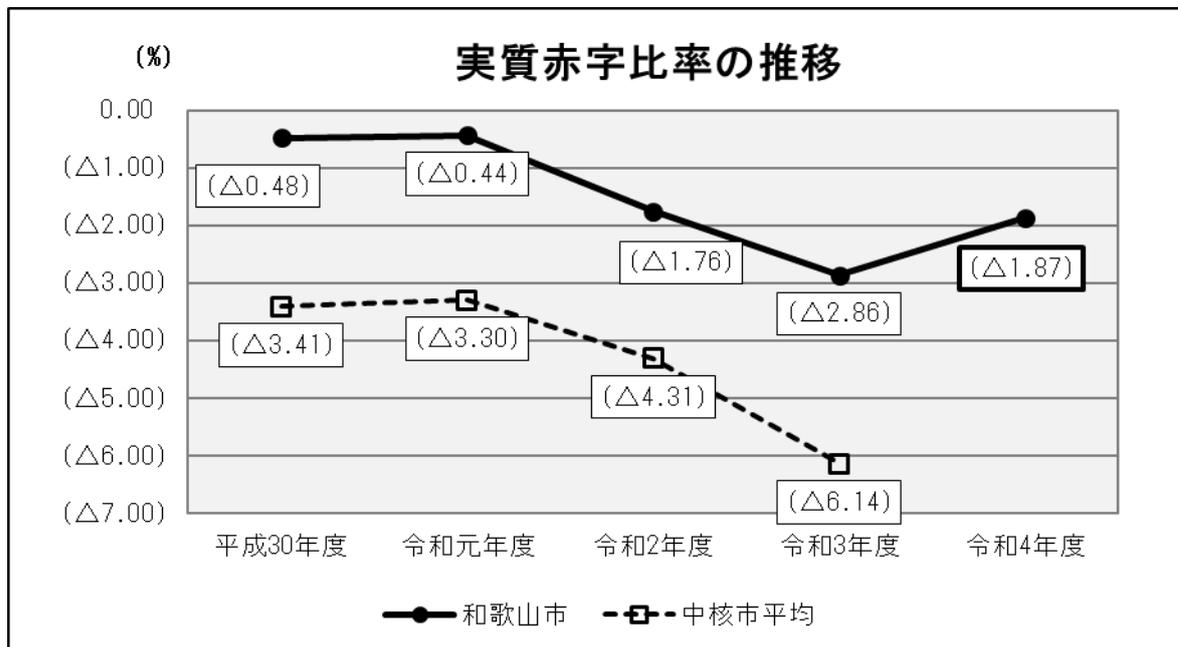
一般会計等に区分される実質収支額の合計は15億5,641万9千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されていない。

また、実質収支額の合計の黒字が前年度に比べ8億6,242万7千円減少したことにより、黒字を負数で表示した場合の実質赤字比率は、0.99ポイント悪化している。

なお、健全化判断比率の算定において、各比率の分母の基礎となる標準財政規模は、828億8,098万9千円（内訳：標準税収入額等652億1,861万5千円、普通交付税額141億7,031万7千円及び臨時財政対策債発行可能額34億9,205万7千円）で、前年度に比べ16億5,083万6千円減少している。

## イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の実質赤字比率の推移は、次図のとおりである。



(注) ( ) 内の数値は、一般会計等に区分される会計の実質収支額の合計の黒字を負数で表示し、標準財政規模に対する比率を算定したものである。

黒字を負数で表示した場合の実質赤字比率について、令和4年度の本市の比率（Δ1.87%）を前年度の中核市平均（Δ6.14%）と比べると、4.27ポイント悪い状況である。

(2) 連結実質赤字比率

ア 連結実質赤字比率の状況

連結実質赤字比率は、すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の財政全体の健全度を示すものである。連結実質赤字比率並びに各会計の実質収支額、資金不足額及び資金剰余額（以下「実質収支額等」という。）の状況は、次式及び次表のとおりである。

(△ 12.65%)	(△ 10,488,725千円)
<b>連結実質赤字比率</b>	①連結実質赤字額
<b>—%</b>	<b>0千円</b>
=	<b>82,880,989千円</b>
	②標準財政規模

(単位：千円、%)

会計名等		実質収支額等		増減	
		令和4年度	令和3年度		
一般会計等		1,556,419	2,418,846	△ 862,427	
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	2,739,727	3,505,570	△ 765,843	
	駐車場管理事業特別会計	△ 1,457,989	△ 1,525,642	67,653	
	介護保険事業特別会計	650,472	612,915	37,557	
	後期高齢者医療特別会計	170,512	159,370	11,142	
	法適用	水道事業会計	2,315,635	2,838,483	△ 522,848
		工業用水道事業会計	4,876,443	4,130,986	745,457
		下水道事業会計	0	0	0
	法非適用	卸売市場事業特別会計	△ 34,506	0	△ 34,506
		土地造成事業特別会計	△ 344,445	0	△ 344,445
		漁業集落排水事業特別会計	6,489	0	6,489
農業集落排水事業特別会計		9,968	0	9,968	
合計		10,488,725	12,140,528	△ 1,651,803	
連結実質赤字額 ①		—	—	—	
標準財政規模 ②		82,880,989	84,531,825	△ 1,650,836	
<b>連結実質赤字比率 ①/②</b>		<b>—</b>	<b>—</b>	1.71	
		(△ 12.65)	(△ 14.36)		

(注) 1 一般会計等に区分される各会計の実質収支額の状況は、前述の1-(1)-ア実質赤字比率の状況のとおりである。

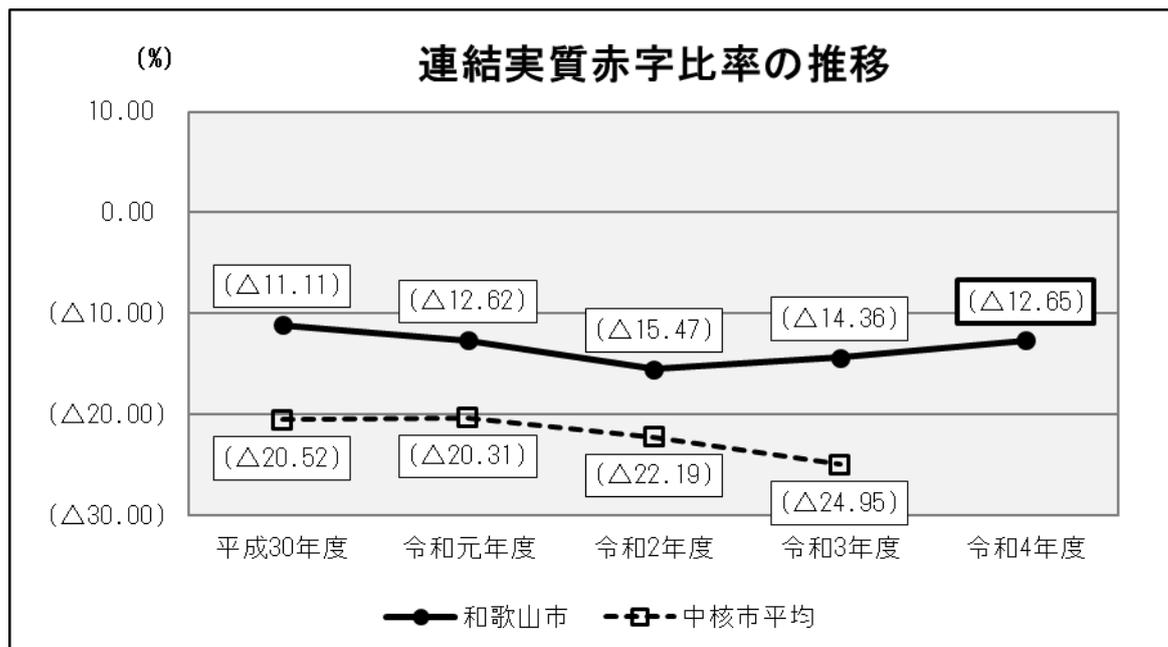
2 ( ) 内の数値は、各会計の実質収支額等の合計の黒字を負数で表示した場合の比率である。

各会計の実質収支額等の合計は104億8,872万5千円の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されていない。

また、実質収支額等の合計の黒字が前年度に比べ16億5,180万3千円減少したことにより、黒字を負数で表示した場合の連結実質赤字比率は、1.71ポイント悪化している。

### イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の連結実質赤字比率の推移は、次図のとおりである。



(注) ( ) 内の数値は、連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額等の合計が黒字の場合、黒字を負数で表示し、標準財政規模に対する比率を算定したものである。

黒字を負数で表示した場合の連結実質赤字比率について、令和4年度の本市の比率(△12.65%)を前年度の中核市平均(△24.95%)と比べると、12.30ポイント悪い状況である。

### (3) 実質公債費比率

#### ア 実質公債費比率の状況

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均値である。実質公債費比率の状況は、次式及び次表のとおりである。

<b>実質公債費比率</b> (単年度)	①元利償還金	②準元利償還金	③特定財源	④元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額
<b>9.85660%</b>	$= \frac{16,466,516 \text{千円} + 5,597,555 \text{千円} - 3,768,163 \text{千円} - 11,233,942 \text{千円}}{82,880,989 \text{千円} - 11,233,942 \text{千円}}$			
	⑤標準財政規模		④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
<b>実質公債費比率</b> (3か年平均)	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
<b>9.4%</b>	$= ( 9.85660\% + 8.88002\% + 9.72204\% ) \div 3$			

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
元利償還金 ①	16,466,516	15,601,820	15,475,883	15,566,003
準元利償還金 ②	5,597,555	5,469,458	5,623,764	5,943,442
公営企業に係る地方債の償還の財源に 充てた繰入金	5,597,352	5,469,039	5,623,080	5,940,642
公債費に準ずる債務負担行為に係る支 出額	203	419	684	994
一時借入金の利子	0	0	0	1,806
特定財源 ③	3,768,163	3,519,794	3,328,014	3,469,982
国や県からの利子補給	0	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に 係る貸付金の元利償還金	98,216	42,143	11,728	11,161
公営住宅使用料	0	12,914	36,522	0
都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	3,278,473	3,307,737	3,244,317	2,973,137
その他	391,474	157,000	35,447	485,684
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	11,233,942	11,023,968	10,964,370	10,901,532
標準財政規模 ⑤	82,880,989	84,531,825	80,983,257	80,043,035
実質公債費比率(単年度) (①+②-③-④) / (⑤-④)	9.85660	8.88002	9.72204	10.32366
<b>実質公債費比率(3か年平均)</b>	<b>9.4</b>	9.6	10.6	11.3

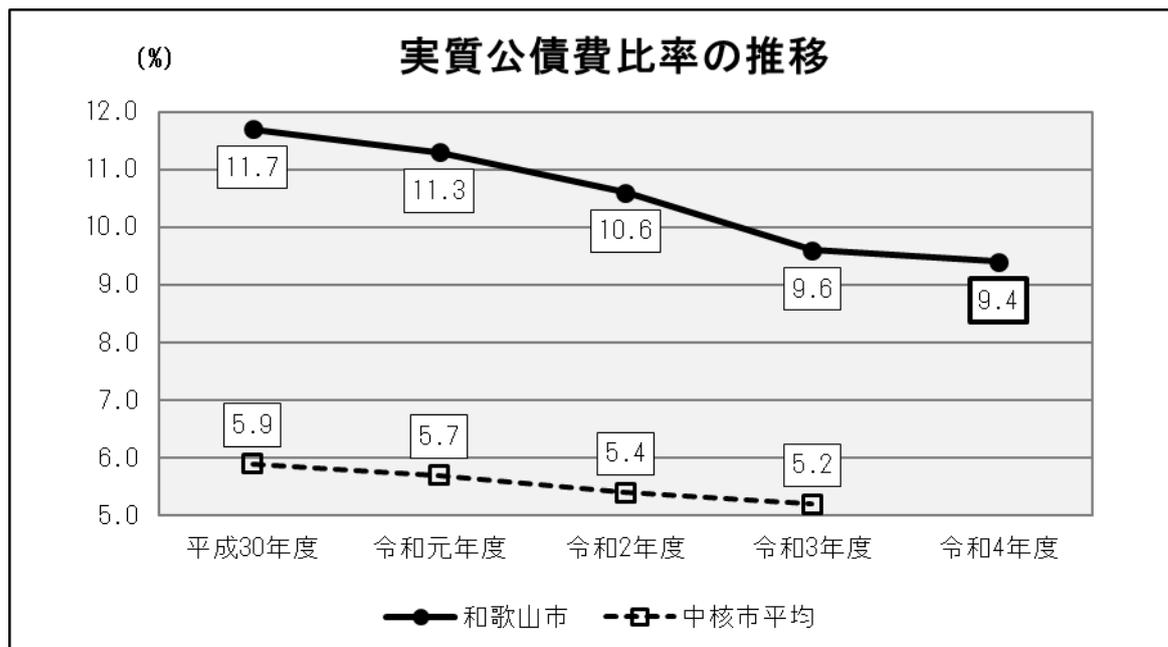
(注) 元利償還金は、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いた一般会計等に係る公債費である。

令和4年度の単年度の実質公債費比率は9.9%で、前年度に比べ1.0ポイント悪化している。

また、令和2年度から令和4年度までの3か年平均の実質公債費比率は9.4%で、前年度と比べ0.2ポイント改善している。

### イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の実質公債費比率（3か年平均）の推移は、次図のとおりである。



(注) 中核市平均は、総務省が公表している財政状況資料集の市町村財政比較分析表に掲載されている数値である。

実質公債費比率について、令和4年度の本市の比率（9.4%）を前年度の中核市平均（5.2%）と比べると、4.2ポイント悪い状況である。

(4) 将来負担比率

ア 将来負担比率の状況

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来、本市の財政を圧迫する程度を示すものである。将来負担比率の状況は、次式及び次表のとおりである。

<b>将来負担比率</b>	①将来負担額	—	②充当可能財源等
<b>95.0%</b>	<b>278,447,807千円</b>	—	<b>210,314,173千円</b>
	<b>82,880,989千円</b>	—	<b>11,233,942千円</b>
	③標準財政規模	—	④元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額

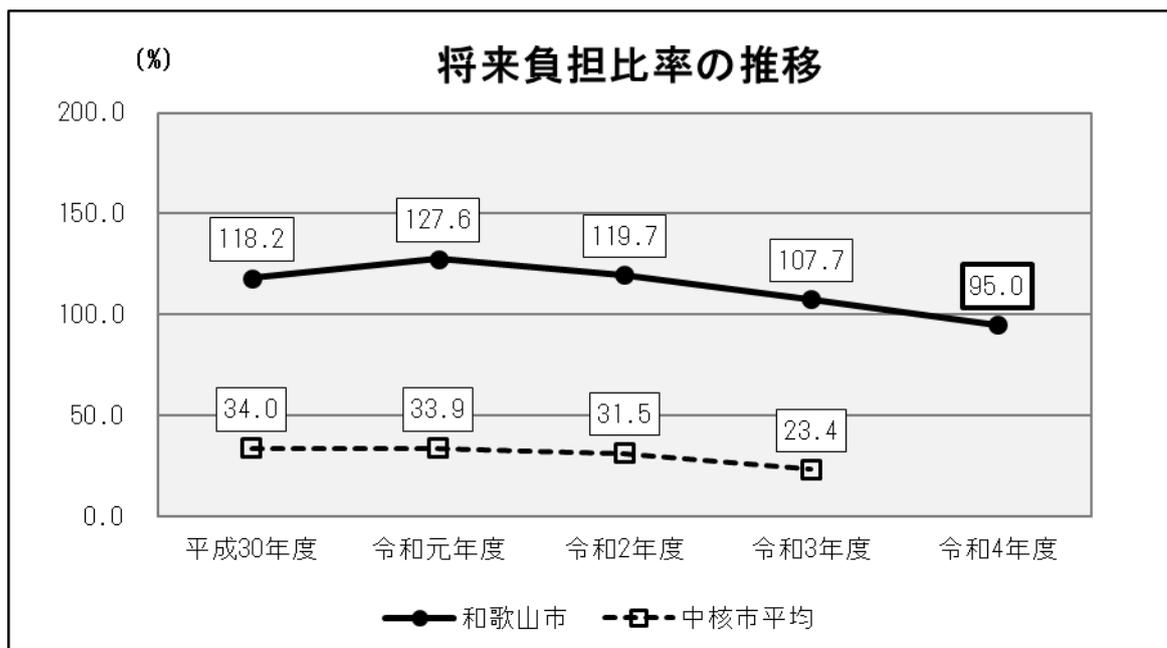
(単位：千円、%)

区 分		令和4年度	令和3年度	増 減	
将来負担額	地方債の現在高	187,517,314	193,819,041	△ 6,301,727	
	債務負担行為に基づく支出予定額	11	16	△ 5	
	公営企業債等繰入見込額	74,744,979	79,296,983	△ 4,552,004	
	組合等負担見込額	—	—	—	
	退職手当負担見込額	16,185,503	16,943,228	△ 757,725	
	設立法人の負債額等負担見込額	—	—	—	
	連結実質赤字額	—	—	—	
	組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	—	
合 計	①	278,447,807	290,059,268	△ 11,611,461	
充当可能財源等	充当可能基金	20,948,730	17,080,235	3,868,495	
	充当可能特定歳入	42,532,565	42,384,457	148,108	
	うち都市計画税	40,551,585	40,590,749	△ 39,164	
	基準財政需要額算入見込額	146,832,878	151,383,150	△ 4,550,272	
合 計	②	210,314,173	210,847,842	△ 533,669	
	標準財政規模	③	82,880,989	84,531,825	△ 1,650,836
	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	④	11,233,942	11,023,968	209,974
	<b>将来負担比率</b> (①-②) / (③-④)		<b>95.0</b>	107.7	△ 12.7

将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を控除した 681 億 3,363 万 4 千円を標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した 716 億 4,704 万 7 千円で除した結果 95.0%となり、前年度に比べ 12.7 ポイント改善している。

#### イ 中核市平均（前年度数値）との比較

和歌山市及び中核市平均の将来負担比率の推移は、次図のとおりである。



(注) 中核市平均は、総務省が公表している財政状況資料集の市町村財政比較分析表に掲載されている数値である。

将来負担比率について、令和4年度の本市の比率（95.0%）を前年度の中核市平均（23.4%）と比べると、71.6 ポイント悪い状況である。

## 2 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計に区分される会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すものである。また、資金不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

令和4年度決算では、卸売市場事業特別会計及び土地造成事業特別会計において資金不足額が生じ、資金不足比率が算定されている。卸売市場事業特別会計については資金不足比率が10.0%であり、経営健全化基準の20%を下回っているが、土地造成事業特別会計については資金不足比率が95.1%であり、経営健全化基準の20%を上回っている。

また、下水道事業会計については、資金不足が生じているものの解消可能資金不足額が当該不足額を上回るため、資金不足比率は算定されていない。

なお、卸売市場事業特別会計、土地造成事業特別会計及び下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

### (1) 卸売市場事業特別会計

卸売市場事業特別会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

#### 卸売市場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
実質収支額 ①	△ 34,506	0	△ 34,506
歳 入	1,094,732	2,204,539	△ 1,109,807
歳 出	1,129,155	2,199,993	△ 1,070,838
翌年度に繰越すべき財源	83	4,546	△ 4,463
解消可能資金不足額 ②	0	0	0
合計 ①+②…③	△ 34,506	0	△ 34,506
資金不足額 ④	34,506	—	34,506
事業規模 ⑤	342,108	336,486	5,622
資金不足比率 ④/⑤	10.0	—	10.0

卸売市場事業特別会計については、実質収支額が3,450万6千円の赤字となったことにより、資金不足額3,450万6千円が発生している。

なお、資金不足比率については10.0%となり、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

## (2) 土地造成事業特別会計

土地造成事業特別会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

### 土地造成事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
実質収支額 ①	△ 361,927	△ 1,568,939	1,207,012
歳 入	1,448,906	107,322	1,341,584
歳 出	1,764,033	1,676,261	87,772
翌年度に繰越すべき財源	46,800	—	46,800
土地収入見込額 ②	17,482	1,594,914	△ 1,577,432
合計 ①+②…③	△ 344,445	25,975	△ 370,420
資金不足額 ④	344,445	—	344,445
事業規模 ⑤	361,927	1,739,409	△ 1,377,482
地方債現在高	0	170,470	△ 170,470
負債額	361,927	1,568,939	△ 1,207,012
資本額	0	0	0
資金不足比率 ④/⑤	95.1	—	95.1

土地造成事業特別会計については、実質収支額の赤字が3億6,192万7千円あり、土地収入見込額の1,748万2千円を控除した結果、資金不足額3億4,444万5千円が発生しており、資金不足比率は95.1%となっている。

これは、一般宅地252区画を12億2,027万3千円、大規模用地3区画を2億2,819万円で売却し、実質収支額が前年度に比べて12億701万2千円改善したものの、販売対象区画の減少に伴い、土地収入見込額が15億7,743万2千円減額となったことによるものである。本特別会計については販売対象区画の売却が概ね終了している状況から、令和5年度中に本特別会計を廃止する方向で検討されている。

なお、資金不足比率が経営健全化基準20.0%を上回った場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく経営健全化計画を定める必要があるが、同法施行令第20条に該当する場合にあっては、計画策定を要しないこととなる。

### (3) 下水道事業会計

下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

#### 下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
流動負債－控除企業債等 ①	3,517,125	3,419,989	97,136
算入地方債の現在高 ②	0	0	0
流動資産－控除財源等 ③	1,649,300	1,563,414	85,886
(資金不足 ①+②-③)	1,867,825	1,856,575	11,250
解消可能資金不足額	8,065,215	7,294,667	770,548
資金不足額 ④	—	—	—
事業規模 ⑤	6,050,405	5,948,886	101,519
資金不足比率 ④/⑤	—	—	—

(注) 1 算入地方債の現在高とは、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額のことをいう。

2 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のことをいう。

下水道事業会計については、資金不足が18億6,782万5千円となっているが、解消可能資金不足額80億6,521万5千円により資金不足は解消され、前年度と同様に資金不足比率は算定されていない。

なお、解消可能資金不足額については、投資された施設の残存耐用年数の期間内に見込める経常利益額によって将来解消できる資金不足を算定する方式(減価償却前経常利益による耐用年数以内負債償還可能額算定方式)が用いられている。